第５章　仕事づくり
〔産　業〕

第１節　豊かな恵みを生むまち

１．農業の振興

〔現況と課題〕

●農業を取り巻く状況は，農業従事者の高齢化や後継者の不足，輸入農作物の拡大が進むなかで，農業再生協議会を中心に所得補償制度を進め，畑作物や新規需要米※を戦略作物※として，農業経営の安定と自給率の向上，担い手の育成や耕作放棄地の解消に向けた取り組みを進めているところです。

●本町では，首都圏に近い立地性を生かした野菜や米，畜産などの生産性の高い都市近郊型農業を展開しているほか，伝統的なさしま茶やレタス，トマトの銘柄野菜，銘柄指定に向けたねぎやカリフラワーなど，品質の向上に努め，今後も，魅力ある農業の確立に向けた取り組みを，進めていく必要があります。

●生産基盤の整備状況では，水田においては，785ha のうち 87.6％にあたる 688ha の圃場整備※が完了していますが，畑地においては，1,513ha のうち，基盤整備が完了している区域は，25.0％と低いことから，霞ヶ浦用水事業や農道等の整備とあわせて，基盤整備に取り組んでいく必要があります。また，排水施設は，水田では比較的整備されているものの，畑地については一部に溢水してしまう区域もあるため，優先的に整備を進めていく必要があります。

●集落環境では，集落の抱える様々な生産・生活環境の問題の改善に努め，豊かでうるおいのある，快適な農村環境の整備を進める必要があります。

〔基本目標〕

●首都圏の生鮮食料品供給基地として，農業生産環境の整備を進め，生産性や品質の向上と合わせて，経営の安定化を図りながら，地域の特色を生かした，農業の振興に努めます。

※新規需要米：米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途），飼料用，輸出用，主食用以外の用途のための種子，その他その用途が主食用米の需給に影響を及ぼさないお米。

※戦略作物：麦，大豆，飼料作物，米粉用米，飼料用米，バイオ燃料用米，稲発酵素飼料用稲，そば，なたね，加工用米。

※圃場整備：耕地区画の整備，用排水路の整備，土層改良，農道の整備，耕地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図り，農村の環境条件を整備すること。

〔施策の体系〕

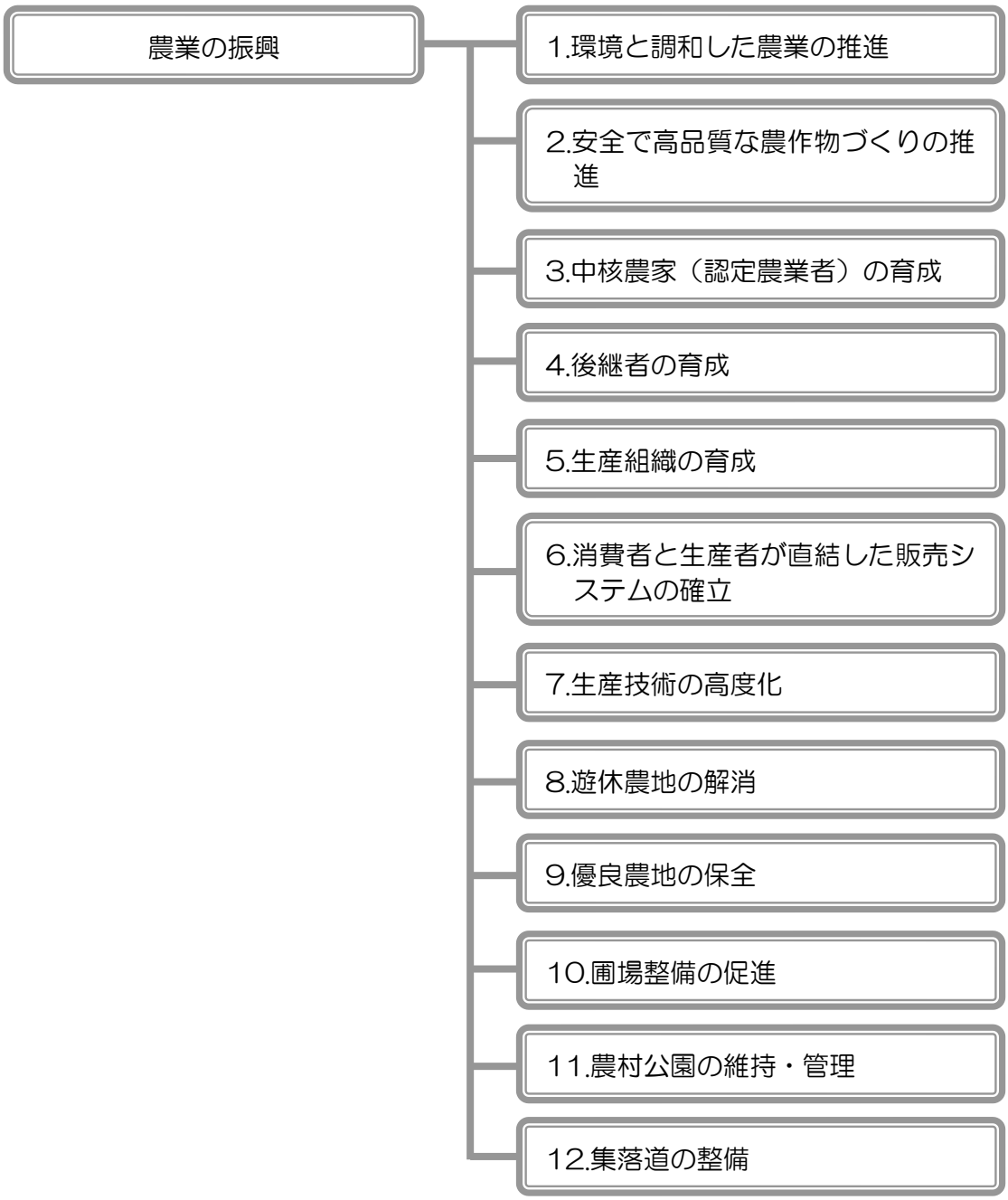
農業の振興
1.環境と調和した農業の推進
2.安全で高品質な農作物づくりの推進
3.中核農家（認定農業者）の育成
4.後継者の育成
5.生産組織の育成
6.消費者と生産者が直結した販売システムの確立
7.生産技術の高度化
8.遊休農地の解消
9.優良農地の保全
10.圃場整備の促進
11.農村公園の維持・管理
12.集落道の整備

〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 環境と調和した農業の推進	・環境保全型農業に対する理解を深めてもらうため，意義の周知や意識の啓発に努めるとともに，消費者や流通業界との交流促進に努めます。 ・畜産農家の家畜糞尿処理施設の整備による堆肥化及び耕種農家との連携による有効活用を図り，健康な土づくりを進めます。 ・農業のもつ多面的機能として，水田の水質浄化機能を活用するなど，環境と調和した有効活用を図ります。 ・圏央道 IC 周辺地区における，新しい総合的な土地利用を推進します。 ・子どもたちに，本町の農産物の PR に努めます。	農業用ビニールとポリエチレン※の回収
		生分解マルチ※と BT 剤※使用者への補助
		耕種農家と家畜農家との連携
		戦略作物への転換
		箱育苗施用剤使用者への補助
		農業関連交流施設の整備
		農業体験学習事業
2. 安全で高品質な農作物づくりの推進	・生産コストの低減や減農薬・減化学肥料，あるいは無農薬，有機肥料栽培による環境に配慮した，安全で高品質な農作物づくりを推進します。	直播栽培の推進
		有機肥料栽培や温湯種子消毒の推進
		栽培講習会等への参加
3. 中核農家（認定農業者）の育成	・農業経営の安定化を図るため，中核農家（認定農業者※）の育成を図り，農作業の委託及び農地の流動化を推進します。	認定農業者の育成
		人・農地プラン※等の施策の推進
4. 後継者の育成	・意欲的な農業後継者を育成するため，各団体，関係機関（県立農業大学校，農業改良普及センター等）と連携し，研修会等への参加により，経営能力の向上を図ります。	関係機関との連携
		人・農地プラン等の施策の推進
		４Ｈクラブ等への支援

※ポリエチレン：エチレンの付加重合により得られる高分子化合物の総称。
※生分解マルチ：自然分解するプラスチックを使用したマルチフィルム。
※BT 剤：バチルス・チューリンゲンシス（BT）という細胞を利用した殺虫剤。
※認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。
※人・農地プラン：５年後，10 年後までに，だれがどのように農地を使って農業を進めていくのかを，地域や集落の話し合いに基づきとりまとめる計画のこと。
※４Ｈクラブ：将来の日本の農業を支える 20～30 代前半の若い農業者が中心となって，農業経営をしていくうえでの身近な課題の解決方法などを検討する組織。

施策名	施策の方針	主な取り組み
5. 生産組織の育成	・作業従事者の高齢化や担い手不足に対応するため，水稲作業受託等を目的とした生産組織運営協議会の育成や中核農家（認定農業者）による地域営農集団の育成を図ります。	農地集積化の推進
		講習会等の開催
		農業の法人化を推進
6. 消費者と生産者が直結した販売システムの確立	・流通条件の向上に対応した，生産流通，販売の一貫システムの確立等，農商工の連携を図ります。 ・生産者の顔が見える販売に努めます。	消費者ニーズに即応した出荷形態の取り組みの支援
		卸売市場や量販店での PR 活動の支援
		さしま茶や農産物の普及
		生産から販売までの一体化の推進（６次産業※）
7. 生産技術の高度化	・生産技術の高度化を図るため，新技術に対応できる情報を提供し，先端技術に対応できる，農業者の育成に努めます。	情報伝達，栽培講習会等の実施
8. 遊休農地の解消	・農業従事者の高齢化や後継者の減少から，優良農地の休耕が増えているのが現状ですが，農地は多面的な役割を持っていることから，平成 22 年度から実施している，農地利用状況調査を引き続き行い，遊休農地の解消に努めます。	人・農地プラン等の施策の推進
9. 優良農地の保全	・優良農地の適切な維持管理を図るため，農地パトロール※及び農地利用状況調査等を実施するとともに，地図情報の導入を検討します。	優良農地の維持保全
10. 圃場整備の促進	・水田の基盤未整備地区については，田畑輪換※や団地的土地利用※が図れるよう，また，畑地についても，農道や排水路の基盤整備を推進します。	畑地等の基盤整備の推進

※６次産業：農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す。
※農地パトロール：農地法の規定に基づき，農業委員会が主体となり優良農地を確保していくため実施する利用状況調査。
※田畑輪換：一定年数ごとに夏季の水田を水稲作と畑作とに交互に利用すること。
※団地的土地利用：耕地を集団化して利用すること。

施策名	施策の方針	主な取り組み
11. 農村公園の維持・管理	・子どもからお年寄りまでが楽しく，安全に過ごせる憩いの場として，農村公園の整備と維持管理に努めます。	定期点検の実施
12. 集落道の整備	・地域の生産及び通学や買い物など，日常生活を支える集落道の整備及び改善を推進します。	農業基盤整備の実施

第２節　産業の活力を生み育てるまち

１．工業の振興

〔現況と課題〕

●地域産業は，雇用の場の確保により，町民生活に安定をもたらすとともに，その生産力が地域経済に貢献し，地域社会を支える基盤として，重要な役割を担っています。

●本町の工業は，４箇所の工業団地が整備され，製造業を中心に発展をしてきましたが，企業進出から約 40 年が経過しており，今後の立地企業の業種転換や施設の高度化などが必要となっています。また，整備が進められている，圏央道の整備効果を生かしていくため，圏央道 IC 周辺地区における土地利用についての，検討を進めていく必要があります。

●今後も，既存工業団地の近代化や高度化を進めながら，雇用や消費を通した地域との関わりを持ちながら，周辺環境と調和した，工業の振興に努めていく必要があります。

〔基本目標〕

●圏央道や幹線道路等の整備を進めながら，既存工業の高度化の促進や，IC 周辺地区における産業機能を図るなど，工業の振興に努めます。

〔施策の体系〕

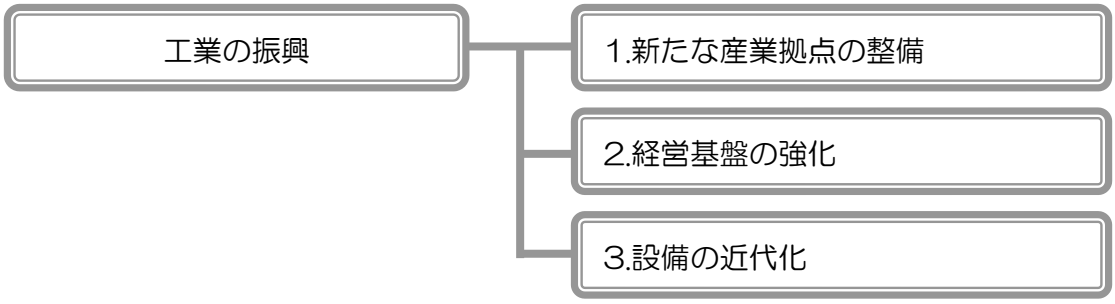

〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 新たな産業拠点の整備	・圏央道 IC 周辺地区における，産業機能の充実に努めます。	生産・流通機能の導入
2. 経営基盤の強化	・安定した経営を促すため，事業資金や経営改善資金など，補助制度や融資制度の周知及び円滑な活用を推進し，中小企業への支援を行います。	自治・振興金融※保証料の補助
		融資制度等の PR
		中小企業への情報提供
3. 設備の近代化	・技術革新や情報化に対応した，設備の近代化を促進します。	施設整備などへの支援

※自治・振興金融：中小企業の発展に寄与することを目的とした金融制度。

第３節　にぎわいと魅力にあふれたまち

１．商業の振興

〔現況と課題〕

●商店街は，消費者への商品やサービスの提供はもとより，身近な町民の交流の場として，にぎわいの創出や街並みの形成など，地域住民の暮らしを支える役割を担っていますが，近年では，商店街の後継者不足や事業主の高齢化，廃業や事業の縮小などが進行しており，商店街としての魅力や機能を取り戻す，取り組みを進めていく必要があります。

●現在ある本町の商業活力の向上を進めていくためには，既存商店街と共存できるような，体質づくりに努めていきます。

●商店街における空き店舗など，未使用の店舗・施設等の有効利用を，推進する必要があります。

〔基本目標〕

●商店街の魅力づくりや活性化への取り組みを支援しながら,商業の振興に努めます。

〔施策の体系〕

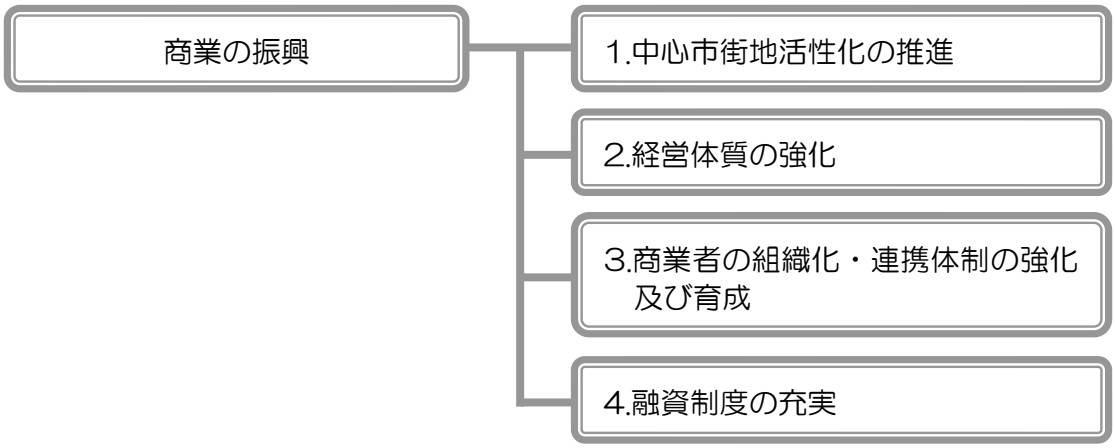

〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 中心市街地活性化の推進	・空き店舗やギャラリーなどの活用，及び新たに商業を営むことにチャレンジする商業者を支援し，集客性の向上に努めます。 ・既存商店街の再生に向けた取り組みを進めます。	空き店舗や空き地の活用促進
		大学等との連携事業の実施
2. 経営体質の強化	・商工会を通じて，事業者の経営指導体制や経営実態の見直し，経営の近代化を図ります。	経営相談指導の実施
		各種融資制度の利用促進
3. 商業者の組織化・連携体制の強化及び育成	・境町商工会で取り組む各種事業に対し，支援を行うことにより，低迷する消費者需要の喚起，個人消費者の拡大，さらに，消費者流出防止による，町内商業活性化と振興を図ります。	商工会プラステンクーポン券※事業への助成
		農・商・工の連携の推進
4. 融資制度の充実	・中小企業の経営基盤の安定化や経営活動の支援を図るため，融資のあっ旋や信用保証料の補助を行います。	自治・振興金融保証料の補助
		融資制度の PR

※商工会プラステンクーポン券：境町の加盟店で使える 10%お得なクーポン券。

第４節　地域の資源と人材を生かすまち

１．観光の振興

〔現況と課題〕

●本町では，利根川を利用した高瀬舟の運航や，利根川に隣接する五霞町と千葉県野田市とで構成する「川のまちネットワーク」など，利根川を活用した広域的な連携を図っています。また，町内には，本町の玄関口である道の駅さかいのほか，ふれあいの里やさくらの森パークをはじめとして，様々な観光レクリエーション資源があり，これらの施設のネットワーク化やPRを積極的に展開し，観光の振興につなげていく必要があります。

●さかいふるさと祭りをはじめとして,年間を通じて様々なイベントの開催とともに,各行政区での郷土芸能や地域での祭りなどの行事も,町の貴重な資源として生かし,地域の活性化につながるイベントして，実施に向けた検討を進めていく必要があります。

〔基本目標〕

●魅力ある地域資源の積極的な利活用をはじめとして，情報発信や広域連携による取り組みを進め，観光の振興に努めます。

〔施策の体系〕

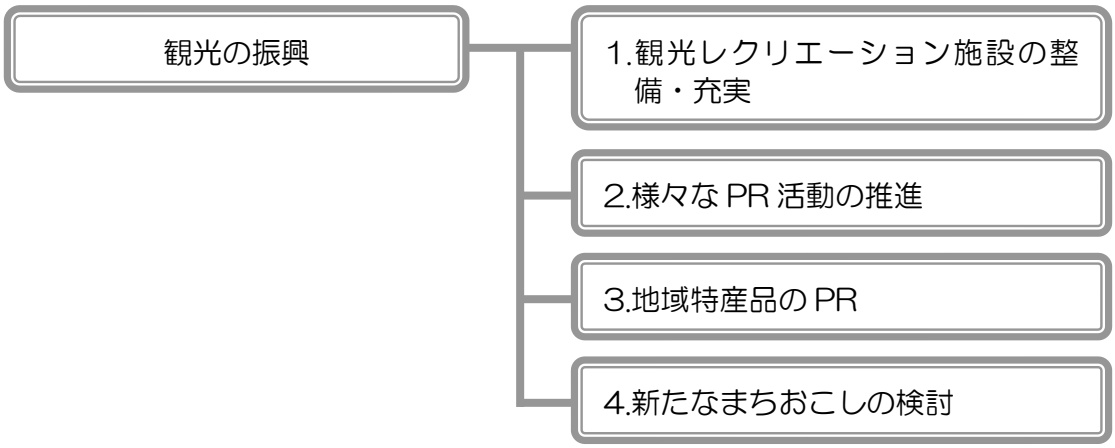

〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 観光レクリエーション施設の整備・充実	・既存の観光資源を有効に活用し，整備充実に努めるとともに，新たな地域資源の発掘・整備を推進します。 ・道の駅の利用拡大とあわせて，活性化を図ります。 ・地域資源を生かし，地域の魅力を高めます。	観光資源の発掘
		市民農園の拡充
		道の駅の利用促進
		観光・レジャー機能の充実
2. 様々な PR 活動の推進	・観光マップやパンフレットの作成・配布，インターネットでの情報発信を積極的に推進します。 ・「川のまちネットワーク」を通じた各種情報の発信を進めます。 ・地区の祭りや伝統芸能の保存・継承する人材づくりとともに，PR を推進します。 ・農・商・工が連携し，様々な情報発信等を推進します。	観光マップ・パンフレットの作成・配布
		インターネットでの情報発信
		広域情報の発信
3. 地域特産品の PR	・道の駅の境町物産館を利用した，地域特産品の PR をするとともに，販路の拡大を図ります。 ・地場産品を活用した地域ブランド※づくりを進めます。 ・優良な農作物を生かした，特産品開発を進めます。	新茶祭り・そば祭り等の実施
		特産品開発の推進
4. 新たなまちおこしの検討	・空き店舗やギャラリーなどを活用し，集客性の向上に努めます。 ・既存のイベントなどを生かしながら，本町らしいイベントの開催の検討を進めます。 ・自転車の駅の設置の検討を進めます。	各種イベントの開催・活性化
		自転車の駅の検討

※地域ブランド：地域を主に経済的な側面から捉えたときの，生活者が認識する様々な地域イメージの総体。